

北区児童相談所住民説明会

令和8年4月23日（木）

児童相談所開設準備担当部 児童相談所開設準備担当課

本日の内容

- 1 児童相談所とは
- 2 北区の現況
- 3 児童相談所開設に向けた経緯
- 4 代替施設での児童相談所開設
- 5 北区の児童相談所の基本方針等
- 6 児童相談所等複合施設
- 7 今後のスケジュール

1 児童相談所とは

(1) 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子どもに関する相談や通告について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでも受け付けています。

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。



1 児童相談所とは

(2) 一時保護所の概要

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき、児童相談所に付属する施設です。

一時保護所は、24時間365日体制で運営し、児童相談所が子どもたちの安全と福祉を守るために、虐待、置去りなど、様々な事情により家庭で暮らすことができなくなった子どもたちを一時的に保護します。

夜間や休日にも対応できる体制を整え、専門の職員が警察などの関係機関と協力し、子どもの安全安心を守っていく機関です。

1 児童相談所とは

(3) 一時保護所の生活（例）

幼児と学齢児以上の児童は、それぞれの日課に沿って生活をします。食事については栄養バランスを考慮し、アレルギー等配慮が必要な児童には個別対応を行います。学齢児以上の児童には、本人の希望等を踏まえ通学支援を行うとともに、一時保護所においても教員免許を持つスタッフによる授業を行います。また、週末等は映画鑑賞や買い物など外出の機会も確保します。

【幼児】平日日課

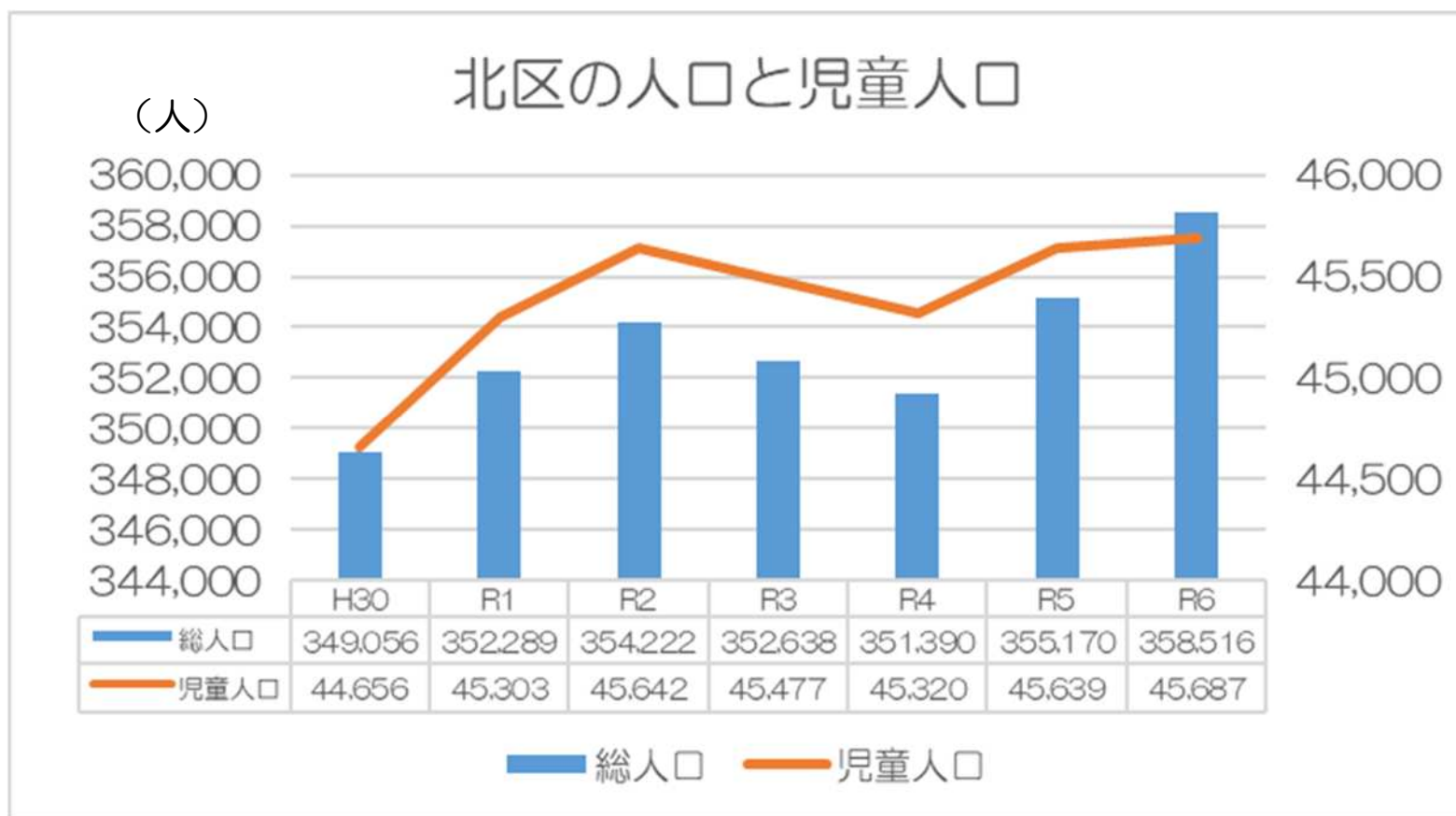
時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
幼児	起床	朝食	自由時間	保育時間		昼食	午睡		おやつ	保育時間	自由時間	夕食	自由時間/入浴	就寝		

【学齢児】平日日課

時間	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時
小学生	起床	朝食/自由時間	朝礼	学習時間（45分授業）			昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝	
中学生以上				学習時間（50分授業）			昼食/昼休み	学習時間	自由時間			夕食	自由時間/入浴		就寝	

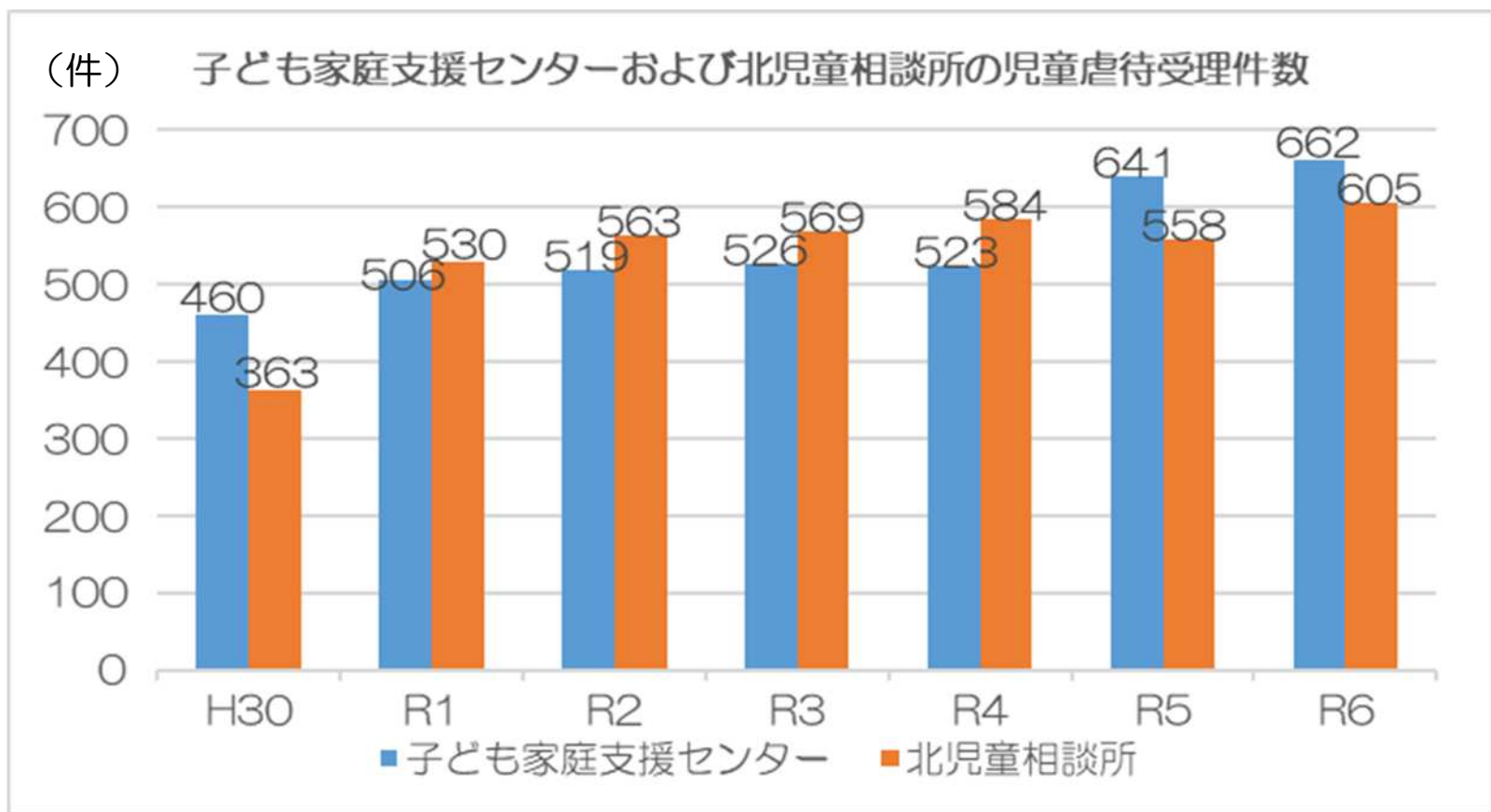
2 北区の現況

(1) 基本情報



2 北区の現況

(2) 児童虐待件数



3 児童相談所開設に向けた経緯

(1) これまでの経過

平成 30 年	12 月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和 2 年	7 月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和 3 年	12 月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和 6 年	2 月	児童相談所等複合施設運営指針策定
	3 月	基本・実施設計完了
	9 月	建築工事入札不調（1 回目）
	12 月	建築工事入札不調（2 回目）
令和 7 年	3 月	修正設計完了
	6 月	建築工事入札不調（3 回目）

3 児童相談所開設に向けた経緯

(2) 複合施設建設に向けた方針の見直し

旧赤羽台東小学校跡地に整備予定の児童相談所等複合施設については、令和6年9月および12月に実施した建築工事が入札不調になりました。

外壁や内装等の2次部材の施工性やメンテナンス性の再検討及びコスト縮減を含めた修正設計を実施しましたが、修正設計後の令和7年6月の入札も不調となったため、今後の開設に向けた方針やスケジュールの見直しを行いました。

確実な建築工事の実施に向けて、これまでの設計と条件を活用しつつ、施工性に配慮した見直しや建設費の縮減を図るため、改めて設計事業者を選定し、一から設計を行う方針とし、令和12年度中の複合施設の開設を目指す方針といたしました。

4 代替施設での児童相談所開設

(1) 児童相談所を早期に開設する理由

児童虐待件数は高い水準で推移し、東京都の一時保護所の定員超過が続くなど子どもを取り巻く環境は複雑化しており、子どもや家庭への支援強化を迅速かつ確実に実施する必要があります。

児童相談所等複合施設の開設が延期となりましたが、子どもたちが抱える困難な状況は解決を先延ばしにできません。子どもたちの安全・安心を守るために、児童相談所を早期に開設することが必要と判断しました。

4 代替施設での児童相談所開設

(2) 旧浮間さくら荘を選定した理由

旧浮間さくら荘は、これまで福祉施設として使用されてきたため、児童相談所がその機能を果たすために必要な要件を満たす居室が多く、比較的簡易な改修で児童相談所の設置が可能です。

また、令和9年夏頃より遊休施設になることなど総合的な検討の結果、旧浮間さくら荘を利用することが最も効率的かつ現実的な選択肢であると判断し、令和10年7月の児童相談所開設を目指し準備を進めることといたしました。

4 代替施設での児童相談所開設

(3) 開設予定地

北区浮間3丁目11-26 (旧浮間さくら荘)



4 代替施設での児童相談所開設

(4) 主な諸室

階数	主な諸室
4階	会議室
3階	面接室・会議室
2階	児童相談所
1階	児童相談所
地下	調理室・倉庫等



4 代替施設での児童相談所開設

(5) 職員配置

■常勤職員

約100名（事務職・福祉職・心理職・保健師等）

■会計年度任用職員

約30名

合計約130名の職員で児童相談所を運営します。

4 代替施設での児童相談所開設

(6) 相談体制

■相談受付時間

平日（月曜日～金曜日） 午前9時から午後5時まで

※相談受付時間やその他の機関の開所時間等は現行の状況や区民ニーズなどを踏まえ検討します。

■夜間・休日等の緊急対応

児童相談所における夜間休日等の緊急対応は、通報や相談を24時間365日確実に受けられる体制を構築します。

5 北区の児童相談所の基本方針等

(1) 児童相談所基本方針

虐待をはじめとした子どもに関わる様々な相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制を構築し、子どもを中心に子どもの最善の利益を優先した支援を行います。

(2) 一時保護所理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく、家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。



5 北区の児童相談所の基本方針等

(3) 北区が目指す児童相談体制

北区は、児童福祉法第12条に基づく行政機関である児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援センターを複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備します。

子ども家庭支援センターを区民に身近で気軽に相談できる窓口として存続させるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として学校、警察、児童相談所等様々な地域の関係機関と連携を築いてきた足跡を踏まえ、区が持つ福祉、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能を緊密に連携させ、一貫性をもった包括的な相談支援体制を構築します。

6 児童相談所等複合施設

(1) 施設概要

令和12年度に児童相談所等複合施設を開設予定です。

複合施設は、児童相談所・一時保護所の整備に併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、区の包括的な相談支援体制を構築した施設となる予定です。

6 児童相談所等複合施設

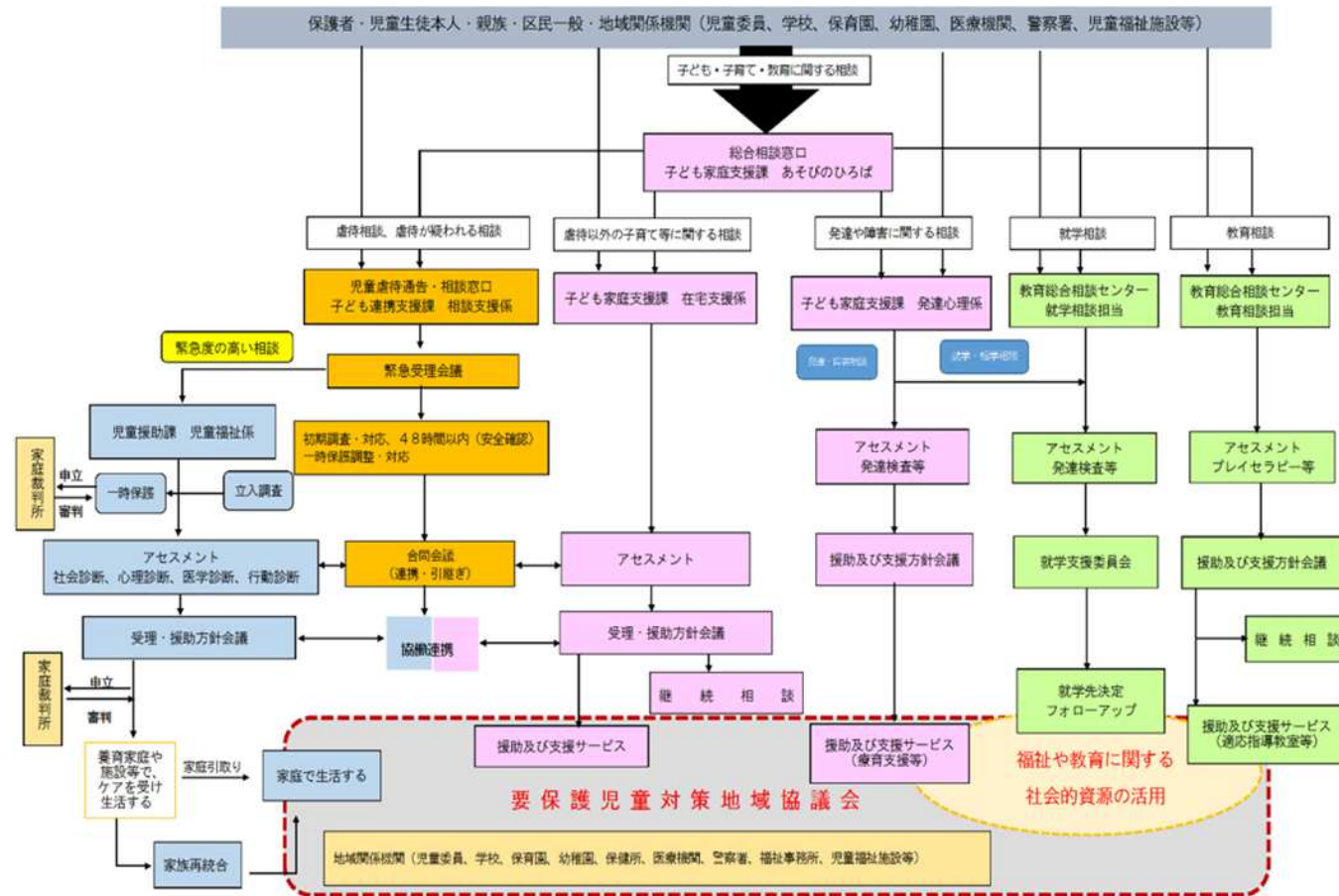
(2) 整備予定地

北区赤羽台1丁目8 (旧赤羽台東小学校跡地)



6 児童相談所等複合施設

(3) 相談の流れ



7 今後のスケジュール

	旧浮間さくら荘	複合施設
令和 8年4月以降	設計着手	設計着手
令和 8年4月23日	浮間住民説明会	
令和 8年度上半期	国や東京都と開設協議着手	
令和 9年度上半期	改修工事着手	設計完了
令和 9年度下半期	改修工事完了	建築工事着手
令和 10年7月	児童相談所開設	
令和 11年度下半期		竣工
令和 12年度上半期	児童相談所移転	開設